

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大沢一丁目三七四八番一地先から 同市大沢一丁目三七四八番一地先まで		区 間
一二・〇〇〇 一二・三〇〇	一四・〇〇〇 一四・三〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五・三〇		(メートル) 延 長
		備 考